障害者活躍推進計画

大曲仙北広域市町村圏組合 令和2年4月

DR HH A.	
機関名	大曲仙北広域市町村圏組合
任命権者	大曲仙北広域市町村圏組合管理者
計画期間	令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)
大曲仙北広域市	大曲仙北広域市町村圏組合においては、現在のところ雇用状
町村圏組合にお	況は概ね順調と考えている。
ける障がい者雇	在職中に疾病等により障害者となった職員(以下「中途障害
用に関する課題	者」という。)については個別に対応してきており、復職におい
	て職場のサポートを受け、大きな問題は生じていない。
	今後も引き続き法定雇用率を達成しながら、障がい者である
	職員が適性や能力を発揮し、いきいきと活躍していくために、
	各所属と連携を図っていく必要がある。
目標	
①採用に関する	【実雇用率】当該年6月1日時点の法定雇用率以上
目標	(参考) 令和2年度以降の法定雇用率(令和2年4月1日現在)
	・令和2年度 ・・・2.5%
	・令和3年度以降・・・2.6%
	《評価方法》毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
②定着に関する	なし。
目標	※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。
③満足度に関す	【満足度の全体評価】(満足・やや満足の割合) ○○%
る目標	(参考)令和元年度に実施したアンケート調査における「満足度の全
	体評価」が「満足」又は「やや満足」○○%
	《評価方法》毎年4月時点で在籍している障がい者(新規採用

職員を除く)に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理を行う。

取組内容

1. 障がい者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

- ○障害者雇用推進者として事務局管理課長を選任する。
- ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は事務局管理 課職員を選任し、障がい者である職員の相談窓口として周知 する。
- ○原則として年1回、事務局管理課において障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直しを行い、その際は障がい者である職員から意見を求め、検討のうえ障害者活躍推進計画に反映させる。
- ○障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員等は、人事異動等 により変更が生じた場合は、更新を速やかに行う。

(2) 人材面

- ○障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)全員について、秋田労働局が開催する障害者職業生活相 談員資格認定講習を受講させる。
- ○障がい者が配属されている部署の職員を中心に、年1回以上、 厚生労働省障害者雇用対策課又は秋田労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加者を募る(過去に同講座を受講したことがない職員に限る。)。

2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

		○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者と業	
		務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に	
		応じて対策を講じる。	
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理			
	(1)職務環境	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者であ	
		る職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、	
		その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じ	
		る。	
		○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏	
		まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。	
	(2)募集・採	○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。	
	用	・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。	
		・自力で通勤できることといった条件を設定する。	
		・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。	
		・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受	
		けられること」といった条件を設定する。	
		・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。	
	(3)働き方	○時間単位の年次有給休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を	
		促進する。	
	(4)その他の	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。	
	人事管理	○中途障がい者について、円滑な職場復帰のために必要な配慮、	
		取組を行う。	
4	4. その他		

○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等 に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じ て、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。